

広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

- 疾病又は障害等のため、入学者選抜を受検する際に特別措置を希望する場合は、申請に基づき受検者個々の状況に応じて検討し、特別措置の可否及び実施内容を決定します。

※ 次表は特別措置として検討する内容例の一部を挙げたものです。

| 特別措置の種別 | 特別措置の内容例 |
|--------------------|--|
| 検査用紙に関する特別措置 | <ul style="list-style-type: none">・点字検査用紙の使用・拡大検査用紙の使用・ルビを振り拡大した検査用紙の使用 |
| 検査時間に関する特別措置 | <ul style="list-style-type: none">・検査時間の延長 |
| 検査場や座席に関する特別措置 | <ul style="list-style-type: none">・別室での受検・座席位置の変更 |
| 持参して使用するものに関する特別措置 | <ul style="list-style-type: none">・拡大鏡、補聴器、車椅子等の持参使用 |
| その他の特別措置 | <ul style="list-style-type: none">・介助者の配置（移動やトイレの介助等）・代筆による解答・問題文等の読み上げ・ICT等支援機器の使用 |

- 広島県公立高等学校入学者選抜で特別措置を希望する場合は、受検前に余裕を持って中学校の先生に相談してください。

御不明な点がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

<連絡先>

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課

☎082-513-4992